

トンネルじん肺根絶の抜本的な対策を求める意見書

じん肺は、最古にして現在もなお最大の被災者を出し続けている不治の職業病といわれ、炭坑や金属鉱山、造船等の職場にて多発し、特にトンネル建設工事業においては、未だに社会問題になっている状況にある。

今年7月に、全国トンネルじん肺根絶訴訟原告団と国とは、すべての係争中であった訴訟において和解を行ったところである。

しかし、トンネルじん肺は、そのほとんどが公共工事によって発生した職業病であること等から、早急に解決を図るべき重要な問題である。

よって、国においては、発注者および施工者に対する適切な指導を行い、和解内容を誠実に履行するとともに、公共工事によって発生するトンネルじん肺被害者を救済するための制度充実を図ることを早急に講じられるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成19年12月21日

宮 崎 県 議 会

衆議院議長	河	野	洋	平	様
参議院議長	江	田	五	月	様
内閣総理大臣	福	田	康	夫	様
総務大臣	増	田	寛	也	様
厚生労働大臣	舩	添	要	一	様
農林水産大臣	若	林	正	俊	様
経済産業大臣	甘	利		明	様
国土交通大臣	冬	柴	鐵	三	様